

家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成20年11月5日(水) 午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京都女性相談センター所長 太田 敏子

東京家庭裁判所家事調停委員 水野 あゆ子

東京都社会福祉協議会福祉部長 吉原 正夫

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒井 史男

関東医療少年院長 大橋 秀夫

東京保護観察所首席保護観察官 西瀬戸 伸子

東京地方検察庁刑事部長 水野谷 幸夫

(3) 学識経験者等委員(五十音順)

明治大学法科大学院長 青山 善充

元共同通信社編集局編集委員 野村 満利

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 鬼丸 かおる

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤 潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下 正祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 門口 正人

東京家庭裁判所家事部所長代行者 秋武 憲一

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八木 正一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	樋口昇
東京家庭裁判所家事首席書記官	大谷保
東京家庭裁判所少年首席書記官	羽山秀樹
東京家庭裁判所事務局長	横溝千明
東京家庭裁判所事務局総務課長	岡下直樹
東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐	竹村彰修

(7) 説明者

東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	春田嘉彦
東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	青木英博

4 議事

- (1) 新委員あいさつ（青山委員，水野委員）
- (2) 少年事件における関係機関との連携の概要
（裁判所委員）

本委員会の委員の中にも関係機関の方がおられるが、家庭裁判所は、関係機関との連携が非常に重要な裁判所といえる。少年事件の関係機関では、事件を送致する検察庁，心身の鑑別を行う少年鑑別所，審判後に少年が送致される少年院などが挙げられる。こうした機関との連携が重要であるということは，単に機関相互の事務処理が円滑に行えるように協力し合うというレベルのものではなく，もっと本質的な家庭裁判所の役割や機能にかかわるものである。家庭裁判所の役割や機能については，これまで当委員会でいろいろと御説明したが，少年事件については，少年法第1条に「少年の健全な育成を期し，非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」と定められているように，事実を認定して法律を適用していくという狭義の司法作用にとどまらず，教育的，後見的な役割を担って，少年の健全育成に積極的に関与していくという面がある。このような家庭裁判所の働きを福祉的機能と呼ぶこともある。このような機能を果たすため，家庭裁

判所の権能として、種々の役割を担う関係機関に対し、その機関が実施する処遇等について意見を述べたり、関係機関の働き掛けを要請したりすることができるものとされている。

具体的には、少年事件では、保護観察や少年院送致という保護処分があるが、これを実施する保護観察所や少年院に対して、家庭裁判所がその処遇について勧告をすることができるものとされている。これを処遇勧告という。その前提として、保護観察や少年院でどのような処遇が施されているかについて、家庭裁判所が十分に把握しておく必要がある。また、少年院送致の際に、少年院を仮退院する際の受入先が問題になるようなケースでは、あらかじめ保護観察所に対し、受入先が確保できるよう環境調整を行わせることができる。

今申し上げたのは、関係機関との連携の一局面に過ぎず、具体的な連携方法等については順次御説明するが、総論的には第1に「具体的な事件処理における連携」、第2に「協議会、意見交換等における連携」、第3に「業務の相互理解による連携」という連携の態様があると考えている。

「具体的な事件処理における連携」というのは、文字どおり個々具体的な事件を処理する上での連携のことである。これが最も重要ではあるが、事件があってから連携を模索しては、十分な対応ができない。そこで、問題意識の共有化を図るとともに、法改正への対応など様々な懸案事項を検討するなど、日ごろから意見交換等を重ねておくことが重要である。これが「協議会、意見交換等による連携」である。また、相互の業務内容を十分理解しておくことも重要で、家庭裁判所では、裁判官や家庭裁判所調査官を少年院で実施される研究授業等に参加させるなど、「業務の相互理解による連携」にも努めているところである。

(3) 具体的な連携の内容（少年事件）

（説明者）

ア まず、少年事件の手続の流れに沿って、関係機関を分類して御説明する。家庭裁判所の少年審判に付すべき少年については、少年法第3条に規定されているが、犯罪少年、ぐ犯少年、14歳未満の少年（児童相談所から送致を受けた触法少年又は14歳未満のぐ犯少年）と大きく分けることができる。

家庭裁判所を決定機関と位置付けると、送致機関というものがある。家庭裁判所は、原則として、独自に少年を審判に付すことはできず、送致機関から送致された少年を審判に付して適切な処遇を決めることになる。

さらに、家庭裁判所が決定をする保護処分等の内容に応じて、少年に対して指導を行う機関があり、これを処遇機関と分類することができる。処遇機関は、保護処分の決定を執行するという意味で、執行機関と呼ぶこともある。なお、家庭裁判所において、観護措置決定を行い、審理中の少年を一時的に少年鑑別所に収容し、心身の詳しい鑑別を行ったり、身柄の確保を行ったりすることがある。少年鑑別所は、純粋な処遇機関ではないが、法務省の矯正機関の一つである。

このように、少年は、送致機関から家庭裁判所に送られ、そして、家庭裁判所から各処遇機関に送られて、指導を受けるという流れになる。それでは、送致機関と処遇機関が家庭裁判所を中心にどのような関係にあるかを御説明する。

まず、送致機関には、警察、検察庁、児童相談所がある。最も多くの非行少年を認知して立件するのは警察である。警察は、犯罪少年、ぐ犯少年、触法少年について、事件を認知し立件すると、犯罪少年については、一部の事件を除いて検察庁に送致し、軽微な一部の事件及びぐ犯事件については、直接家庭裁判所に送致する。また、14歳未満の触法少年については、いったん児童相談所に通告又は送致をする。検察庁は、警察から送致された事件について、さらに必要な捜査を行い、家庭裁判所に事件を送致する。

児童相談所は、児童福祉法上の措置では効果のある指導はできないと考えて、家庭裁判所の審判に付すのが適当だと判断した場合に、家庭裁判所に事件を送致する。家庭裁判所では、調査、審判を行うが、この間に少年の心身鑑別を行う場合には、少年鑑別所に收容することがある。家庭裁判所の審判で保護処分の必要な少年には、その要保護性に応じて、保護観察に付し、あるいは、少年院送致、児童自立支援施設、児童養護施設へ送致する決定を行う。これらの送致先等が処遇機関であり、保護観察所、少年院、児童自立支援施設等が時間をかけて少年の処遇を行っていくことになる。少年院と保護観察所の間にも相互の関係があり、少年院に收容された少年は、少年院での教育がひとまず済んで一定の効果があると、仮退院という形で社会復帰をする。その際には、しばらくの間、本退院になるまで保護観察という処分が自動的に付くことになる。また、保護処分ではなく、少年を児童相談所の指導にゆだねた方が良いと判断した場合には、事件自体を児童相談所に送致することもある。児童相談所は、送致機関でもあり、少年を直接家庭裁判所の決定に基づいて指導をする処遇機関でもある。

さらに、家庭裁判所は重大事件等において、少年を保護処分等の教育的な処分ではなく、刑事処分にするのが適当だと考えた場合には、少年を送致元の検察官に送り返して、検察官から刑事裁判を求めて起訴の手続きをしてもらうという刑事処分に付すことがある。

これらの機関を別の角度から分類すると、警察、検察庁は捜査機関、少年鑑別所、少年院、保護観察所は更生保護・矯正機関、児童相談所、児童自立支援施設等は児童福祉機関というふうに分けることができる。

イ 続いて、各機関ごとに役割、連携の必要性及びその実情について御説明する。それから、日常的な連携を円滑に行うために、各機関との間で年1回程度の頻度で連絡協議会等を開催しているので、その実情についても併せて御説明したい。

まず、送致機関である警察、検察庁、児童相談所の役割は、それぞれの立場から家庭裁判所に事件を送致することである。そのような関係から、連携の必要性としては、送致手続や送致書類の作成等が適切に行われるための連携、主に警察との間では、余罪送致や補充捜査等が適切に行われるための連携、児童相談所との間では、児童相談所における調査、診断、処遇の経過等に関する情報が適切に家庭裁判所に提供されるための連携が挙げられる。

そこで、日常的な連携が円滑に行われるように、警察とは毎年7月に東京家庭裁判所で連絡協議会を開催している。警視庁本庁の生活安全部少年事件課、少年育成課、交通部の交通執行課といった担当部署の幹部警察官と当庁の裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官の代表者との間で、法改正等の制度改正に伴う留意事項や日常的な事件処理上問題となったケース等について、具体的かつ率直な意見交換や協議を行っている。この協議会には、東京地方検察庁から少年係の検察官にオブザーバーとして参加していただいている。今年度は、昨年11月から実施されている14歳未満の少年による触法事件の調査に関する実情や、今年の12月から施行される被害者の審判傍聴制度に関して、対象事件の一つである生命重大危険事案、つまり、生命に重大な危険を生じさせた傷害事件が、その傍聴事件に該当するのかどうかを判断するための情報提供などについて協議を行い、ぐ犯事件の送致に関する事項についても取り上げた。

また、東京地方検察庁との間でも、毎年11月に連絡協議会を行っている。この会議は、交互主催で実施しており、東京地方検察庁の刑事部、公安部、交通部の少年担当の検察官及び検察事務官の幹部と当庁の裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官の代表者との間で協議を行っている。今年度は、12月から施行される被害者の審判傍聴制度の導入を踏まえ、その対象事件に関する事項を協議する予定である。

それから、純粹な送致機関とはやや異なるが、事件受理の早い段階から付添人として選任される場合があるという関係で、弁護士会とも協議会を行っている。東京には三弁護士会があるが、各会の身体拘束少年事件全件付添人制度運営協議会のメンバーの方々と副会長、当庁は少年部の所長代行者、次席書記官、訟廷管理官が出席して、必要に応じて随時協議会を行っている。昨年10月以降は、法テラスの東京事務所の担当者がオブザーバーで参加している。協議の内容としては、国選付添人、当番付添人、援助付添人の選任に問題がないかなどについて確認している。11月12日には、出席者を拡大して三弁護士会合同で被害者の審判傍聴に備えた協議会を持つ予定である。

ウ 処遇機関について説明すると、まず、少年鑑別所については、家庭裁判所の調査、審判手続における少年の心身鑑別とその結果である鑑別結果通知書の作成、家庭裁判所への送付、さらに、審判までの間少年の身柄を確保することが大きな役割である。観護措置決定を行って、少年を少年鑑別所に収容し、調査、審判を行う場合には、家庭裁判所調査官が何度か少年鑑別所を訪れて、収容されている少年と面接調査を行っている。そのため、担当の家庭裁判所調査官と鑑別所の担当の鑑別技官及び担当の教官との間で個別の事件についての情報交換を日常的に行っている。家庭裁判所としては、人の行き来が最も日常的で身近な関係機関といえる。少年鑑別所とは円滑な関係が保たれているが、最近の非行少年の中には、動機の解明が困難な少年や発達障害を持つような少年等が含まれており、その資質についての解明も難しくなっている。そうした少年も含めて、家庭裁判所の調査、審判に資するための心身鑑別が有効に行われるよう、また、身柄を拘束している少年の家庭裁判所への出廷や、少年院送致の決定後の少年院への身柄の押送執行について、連携が重要となる。

次に、重要な処遇機関として保護観察所があるが、少年の保護処分決定

のうち、最も数が多いのが保護観察処分である。保護観察所は、家庭裁判所で保護観察決定を受けた少年と少年院を仮退院した少年に対する指導を行っているが、成人の仮釈放中の保護観察等も担当している。また、保護観察による指導を行っているにもかかわらず、生活態度が不良で再非行の可能性が高い少年については、保護観察所から家庭裁判所に少年院収容の申請等を行う手続もある。こうした指導や申請が、効果的で円滑に行われるように、家庭裁判所から決定時に保護観察所に行う情報伝達の在り方や家庭裁判所の意見の伝え方等に関する連携を図ったり、保護観察処遇における充実策がいろいろと実行されているが、決定機関である家庭裁判所も十分承知しておく必要があるので、そうした事項に関する情報交換を行ったりしている。

通常、家庭裁判所の本庁の所在地には少年鑑別所と保護観察所があり、容易に集まることが可能なため、必要に応じて協議の場を持っているが、多くの家庭裁判所で三者が年1回集まって連絡協議会を実施しているのが実情である。東京家庭裁判所でも幹部、中堅クラスを中心に三庁が毎年持ち回りで、大体6月に三庁連絡協議会というものを実施している。内容は、各庁の制度充実に伴う新たな取組み、抱えている課題等の情報交換や、連携上の問題が生じている具体的な事例について、意見交換や協議を行っている。

それから、少年院は、その種別や教育の課程に応じて、管区レベルで広域の収容を行っている。施設は必ずしも各家庭裁判所から近くて便利な場所にあるとは限らないので、更生保護、矯正官署の一つではあるが、保護観察所、少年鑑別所との定期的な連絡協議会への参加はなかなか難しいところである。少年院は、家庭裁判所で少年院送致決定を受けた少年を、収容し矯正教育を施す役割上、成績の悪い少年については、収容の期間を延長して、20歳を過ぎても収容することがある。その際には、家庭裁判所

に対して許可の申請を行うという手続になっており、家庭裁判所がその当否について判断をする。そのような役割上、少年院における指導、教育が効果的に行われるように、家庭裁判所から決定に伴う記録の送付や情報の伝達がスムーズに行われること、家庭裁判所としても少年院における処遇プログラムや処遇メニューの充実等について熟知しておくこと、また、先ほど申し上げた申請事件の円滑な処理に関する連携が必要である。

少年院では、研究授業や事例研究会が定期的に行われている。家庭裁判所からも裁判官や家庭裁判所調査官が出席して意見交換をするとともに、少年院における処遇の実情を把握している。これとは別に、個々の事件で少年院に送致した事件について、担当した裁判官、家庭裁判所調査官が、少年の処遇の経過等について視察を行うことが少年法で認められており（動向視察）、随時少年院に赴いて、少年の指導の状況について教えていただくとともに、少年院の処遇の全体的な実情についても日常的に伺っているという状況である。

続いて、児童福祉関係の処遇機関について説明すると、児童自立支援施設、児童養護施設については、家庭裁判所から保護処分決定として送致を受けた少年を、児童相談所から送致を受けた児童と一緒に入所させて指導を行う施設である。児童自立支援施設では、強制措置とあって、やむをえない場合に家庭裁判所の許可を得て、施設ができる部屋に少年の身柄を一時的に拘束し、自由を奪うような処遇ができることとなっており、その申請手続がある。こうした役割を踏まえると、指導が効果的に行われるための連携と、先ほど申し上げた申請事件の円滑な処理に関する連携が必要となる。これらの連携は少年院とおおむね同じといえる。

処遇機関としての児童相談所は、家庭裁判所から児童相談所長送致という決定を受けた少年について、調査や指導を行っている。また、児童自立支援施設や児童養護施設への送致決定を受けて、児童相談所が入所の措置

を取るという仕組みになっており、児童福祉施設の入所や入所中の指導、退所に関して、児童相談所は施設側と緊密な連携を取りながら判断していくということになる。児童相談所の業務には、児童虐待の相談、障害児の相談、一般養育相談、不登校など非常に幅広い範囲の業務があり、非行相談はその一部に過ぎない。さらに、家庭裁判所が児童相談所長送致や保護処分としての児童自立支援施設等への送致の決定をするということが非常に限られており、家庭裁判所と更生保護・矯正機関との関係のように、役割の連続性が少ないという事情もあるため、様々な問題が生じることになる。そこで、処遇の内容に関する連携、家庭裁判所の決定とその受入れに関する連携、強制措置の許可申請に関する連携、家庭裁判所への送致に関する手続上の連携といったものが非常に重要となってくる。

東京家庭裁判所では、毎年10月に少年事件に関係する児童福祉機関との連絡協議会を開催している。所管している東京都の福祉保健局の担当者、東京都児童相談センター、都内のすべての児童相談所の幹部、都立の児童自立支援施設、国立の児童自立支援施設からも関係者に御出席いただき、事件処理上の問題点や制度改正に関連する事項等について、協議や意見交換の場を持っている。その席には保護観察所、少年鑑別所、少年院からもオブザーバーとして参加していただき、それぞれの機関の相互理解に努めている。今年度は、一時保護の運用と児童自立支援施設送致決定を行う際の留意点等について、協議を行った。

(弁護士委員)

裁判官等が視察のために少年院に行くことは多いのか。そして、視察ではどのようなことをしているのかお聞きしたい。

(説明者)

正確な件数は把握していないが、日常多くの事件を担当しているので、あまり回数は多くない。調査や審判でこれからの処遇について困難を感じたよ

うな少年等について、担当した裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官が視察に行つて、教育を担当している少年院の先生方から説明を聞いたり、少年と面接をしたり、少年院の中を見学したりして、処遇の実情について御説明いただいている。

(少年関係委員)

少年院としても、審判をしたときの様子だけでなく、実際に少年院でその後の経過を知っていただくということは、適正な審判を行うために裁判官が勉強していただくものとして、歓迎しているところである。

(少年関係委員)

私どもの方では、家庭裁判所調査官と日常的なケースの協議をしたり、このところ少年法の一部改正や更生保護法の施行があったので、その関連で特別遵守事項の設定の在り方や変更について協議しており、密接な連携が取れていると思う。また、保護者教室も家庭裁判所と保護観察所の双方で行っており、実際に見に来ていただいたり情報交換をしながら、より良い効果を巡って研究しているところである。

(説明者)

エ これまでは、送致機関、処遇機関という類型で関係機関を御説明したが、そうした機関に属さない関係機関の一つが学校である。少年事件の手続においては、学校との連携は欠かせない。いずれの少年も中学校、高校に在学しているか、高校を中退、卒業した者たちである。少年の非行の原因を明らかにするには、必要に応じて学校での少年の状況を知ることが必要となってくる。そのため、通常、在宅事件でも学校照会書というものを卒業した学校や在学している学校に送付して、回答を得て、調査や審判の判断に生かしている。学校側としても、在学中の生徒について、非行後の指導のために警察や家庭裁判所との情報交換を求めている。これらの情報交換や連絡態勢について、連携をしていく必要があるということになる。

そのほか、家庭裁判所の家事調停委員で構成されている少年友の会というボランティア団体があり、少年の合宿、公園等での清掃活動、少年の弁護士以外の者による付添人活動を通じて、家庭裁判所の調査や審判に協力していただいている。また、試験観察中の少年を一時預かって指導をしていただく民間の篤志家である補導委託先との間でも、円滑な少年の委託や指導に関して日常的な連携が必要になってくる。さらに、重大事件など特異な事件については少年の精神鑑定を行う場合があり、医療機関との連携も必要となる。

公立の中学校とは毎年11月に連絡協議会を開催している。午前中は東京都教育庁の指導部と各区の教育委員会との意見交換会という形を取り、家庭裁判所と学校が抱える政策的な課題や連携について意見交換を行っている。午後は各中学校の生徒指導を担当されている先生方に集まっていたいて、四つの分科会形式で協議を行っている。ここでは想定事例を作成して、それを基に家庭裁判所と学校との具体的な事件ごとの連携の在り方について非常に突っ込んだ議論を行い、学校の先生方にも御理解いただくという意味合いを持っている。その場には、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所の担当職員にも出席していただき、処遇の実情の紹介をしていただいたり、一緒に意見交換をするなどして先生方に関係機関についても御理解いただいている。また、私立の中学校と高校との間でも毎年6月に同様の連絡会を行っているが、これは私立学校の先生方にお集まりいただくのではなく、東京私立中学高等学校協会の幹部との打合せ会ということになっている。実際に学校の先生方にも出席していただくかという動きや意見も出ており、今後の課題である。

最後に、少年友の会との協議会について紹介すると、少年友の会が行っている活動の在り方などについて、裁判官や家庭裁判所調査官と年1回懇談の場を設けて意見交換を行っている。また、東京家庭裁判所には少年を

預かって指導する補導委託先が24か所あり、補導委託決定事務を通じて各委託先とは日常的にやりとりをしているが、委託先が一堂に会して懇談会を行うという機会を少年友の会主催で年1回行っている。このような機会は非常に貴重であり、家庭裁判所からも裁判官や補導委託事務を担当している家庭裁判所調査官等が参加して率直な意見交換を行っている。

少年事件の適正な処理はこうした関係機関との連携なくしては実現できないので、引き続き御理解いただきたい。

(少年関係委員)

学校との連絡や連携の問題として、家庭裁判所に係属した少年について、学校生活上の状況を書面で照会したり、家庭裁判所調査官が学校に出向いて様子を尋ねる場合に、学校からの回答が得にくくなっているという時代の流れがあったかと思う。学校からの情報入手について、近年どのような状況になっているのか教えていただきたい。

(説明者)

在校生については、学校にとっても生徒の指導をどのようにしたらよいかということがあるので、書面だけでなく実際に家庭裁判所調査官が先生方とお会いして話をすることによって比較的密接な情報交換を行うことができる。卒業生については、基本的にその生徒の担任がもういない場合が多くあり、学校からは保管している生徒指導要録に基づいて御回答いただいている。

(少年関係委員)

書面照会をしてもらっては困るというような傾向は特にはないのか。

(説明者)

かつては、個人情報保護条例の関係で回答できないという話もあったが、その点について、家庭裁判所と教育委員会の間でお話させていただいて、学校への照会は少年法に基づくものであり、個人情報保護の観点から回答できないものではないという説明をして御理解いただいた。一部で回答を得られ

ない所があるようにも聞いているが、ほとんどの学校から回答を頂いている。

(4) 家事事件における関係機関との連携の概要

(裁判所委員)

家事事件における関係機関との連携についても、具体的な事件処理における連携、協議会、意見交換等による連携、業務の相互理解等による連携という三つに分類することができる。ただし、家事事件は少年事件と異なり送致機関というものがなく、申立てがあつて初めて、裁判官がその申立てについて審判や調停を行うということになっているから、原則として、当事者と裁判所だけが手続に関与することになる。もっとも、家庭裁判所の福祉的機能というものがあり、家事審判法にも「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図る」というように定められているとおり、通常の司法判断のように、事実を認定してこれに法律を当てはめるということだけではなくて、家事審判法の目的に沿って後見的な役割も担っている。そのため、このような機能を果たすためには、関係機関との連携を欠かすことができないといえる。

ア まず、具体的な事件処理における連携とは、子の福祉が問題となっている事件について、児童相談所、福祉事務所、学校、幼稚園、女性相談センター、養護施設といった機関と情報交換をしないと事件が円滑に進まないもので、これらの機関との連携を深めている。

また、審判や調停において、戸籍や登記の問題が生じるので、区役所、法務局等との連携がある。

さらに、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等から後見人や後見監督人の候補者の推薦をしていただいているが、こうした機関とも事件を通じた連携を図っている。

イ 続いて、協議会、意見交換等による連携について説明すると、家事関係機関との連絡協議会では、裁判所の家事事件と関係する機関といろいろなテーマについて協議を行っている。近年では、児童虐待や後見の問題につ

いて、各機関と協議を続けている。

弁護士会との意見交換会は、法改正等があった場合に行っている。弁護士会との意見交換は、実務の円滑な運用のために重要なので、例えば、平成16年4月に人事訴訟事件が地方裁判所から家庭裁判所に移管されたときは、1年前から弁護士会とその運用について協議を行った。また、年金分割のような新しい制度ができた場合にも意見交換をしている。

医師団体との意見交換会は、成年後見における審理に診断書や鑑定書が重要であるので、作成方法等について意見交換をしている。

公証人との協議会は、公証人が作る公正証書は効力が非常に強く、かつ、重要であるため、遺言書の作成内容、遺産分割、任意後見制度、年金分割等のテーマについて、毎年協議会を開催している。

後見人等候補者推薦団体との意見交換会は、後見人や後見監督人の候補者となる人たちを弁護士会や司法書士会等から推薦をいただいているので、意見交換を行っている。

ウ さらに、業務の相互理解等における連携について説明すると、手続案内においては、法律情報を幅広く国民に知っていただくということで、平成16年に総合法律支援法という法律が施行されて、それに基づいて日本司法支援センター（通称「法テラス」）が設立された。そこで、法テラスとの関係では、どのようにしたら使いやすい裁判所や法制度になるかということについて、情報交換をして連携を深めている。

申立支援においては、後見関係について、弁護士会、地域包括支援センターと情報交換をし、スムーズに後見開始の申立てができるようにしている。地域包括支援センターというのは、介護保険法によって現在全国で4400か所あり、後見開始の申立支援も担当している。

（家事関係委員）

後見人の選任については、申立てが混み合ってくると、選任の方がなかなか

か進まない状況であるから、法人後見やサポーターの要請をしていくという
ことで社会福祉協議会も活動している。今後、認知症の人などがさらに増え
てくれば、サポーターや後見人の育成が必要になってくるのではないかと認
識している。

(5) 具体的な連携の内容（後見事件）

（説明者）

まず、後見制度は、銀行等の金融機関の窓口において、本人が手続を取る
ことができない状態であることが判明し、担当者から後見人を付けてもらっ
た方がいいのではといった教示が親族等にされ、利用するということがよく
ある。その場合に、後見の申立手続を申立人自身が行おうとすると、費用の
面などから書類をそろえるだけでも苦勞してしまうときもあり、いろいろな
窓口で申立ての支援をしていただくということがある。

そういう意味で、区市町村や包括支援センターで一定の援助を行っている。
家庭裁判所としてもできるだけ申立てが行いやすいように書式を整えたり郵
送するなどしているが、このような状況を踏まえて、関係機関に対して申立
手続の周知を行い、申立支援について連携を深めることが重要である。申立
てにあたっては必ず診断書を付ける必要があるが、この診断書の作成につい
て、医師会や病院協会、診療所協会といった医師団体との連携も必要である。

次に、申立てを受理をすると、事件の審理をして一定の判断を示す段階に
なるが、医師による鑑定が手続上前提となっているので、この鑑定を依頼す
るために、先ほどの医師団体と連携を取る必要がある。

そして、後見等の開始審判を行う際に、同時に後見人等を選任しなければ
ならない。その選任にあたっては申立ての段階で候補者として挙がっている
ケースもあるが、昨今の状況から東京家庭裁判所では半数近くは第三者を後
見人等を選任している状況になっている。第三者の候補者については、推薦
団体から推薦していただいている。推薦団体は弁護士会、司法書士会、社会

福祉士会，税理士会といった関係機関であり，それらから後見人等を引き受けてもよいという人たちの名簿を出していただいて，その中から選任するという方法が多く取られている。

また，とりあえず身内の人などを後見人等として選任したけれども，やはり監督人が必要になってくるというケースもある。特に当庁では流動資産が相当額あるような当事者については，後見等監督人を付けている。こうした後見等監督人についても，その候補者を推薦していただくという形で推薦団体に協力をお願いしている。

さらに，実際に後見人等が選任されて，後見等の事務が開始した後でも，その後見事務を遂行する中で区市町村の援助が必要になってくるケースもあり，円滑な事務を行うためにその他の関係機関の窓口などとも連携を図る必要がある。後見監督という形で家庭裁判所は引き続きそれぞれのケースと関わりを持っていくわけであるが，その後見監督の事務を行う場合にも，各関係機関との連携を緊密に取っていかないと監督自体がうまくいかないこともある。

ア 申立てと関係機関

申立人自身が手続を取る場合には，被後見人本人の管理すべき財産の全容を把握する必要があるので，行政機関では戸籍謄本や住民票，法務局では登記されていないことの証明書，それ以外にも銀行の預金通帳のコピーや不動産の登記簿謄本などの資料を集めていただかなければならない。そのためには，例えば，金融機関の窓口との連携が不可欠であるが，現状では，うまく書類が収集できない場合もあるようなので，更に連携を深めることが今後の課題になるかと思う。

それから，申立人には本人，配偶者又は4親等内の親族になるというように法的に決められているので，中には本人が既に意思能力を失っているにもかかわらず，4親等内の親族等がない場合や，仮にいても連絡が取

れないような場合があり，そのため，区市町村長が名義人になって申立てを行うということも増えてきている。これを円滑に行うためには日ごろからの連携が重要となる。

イ 資料収集と関係機関

被後見人本人の人定事項について，戸籍謄本や住民票は区市町村の役場の窓口から，登記なきことの証明書は法務局の後見登録課から出している。後見登記の手続も後日法務局で行うことになる。また，診断書は医療機関から，財産関係の資料は法務局や金融機関から出していただくことになる。こういったものが審理を進める上で関係資料として必要になる。

ウ 申立後の各手続と関係機関

鑑定については医療機関と，後見人等候補者及び後見等監督人候補者の推薦についてはそれぞれの推薦団体と関係するので，関係機関と意見交換会や連絡協議会といった機会を設けて，定期的に情報交換や手続を円滑に進めるためのお願いをしているところである。

(少年関係委員)

後見等監督人が選任される例として，相当額の流動資産を持っている場合ということだが，具体的な基準の金額というのはあるのか。

(説明者)

裁判官の判断事項であり，お話しできるものはないが，一般的に言えば，素人が資産を管理するにあたって，不正が入り込む余地が考えられたり，複数の金融機関に分散して預けてあると，全容を把握することが難しく，財産目録の記載や収支状況の形で報告することが困難であったりして専門家の力が必要な場合は，後見等監督人を選任することになる。

(少年関係委員)

後見人等を選任したときに被後見人にかなりの財産があると，横領される

のではないかという心配があるが、金額の多寡では後見等監督人の要否を判断しづらいと思う。

(説明者)

これも一般的な話になるが、数千万円の財産があっても一つの金融機関に預けてあって、その財産に動きがないような事案だと、身内の方をお願いしていても管理が見えやすいが、複数の金融機関に預けてあるように管理が複雑であったりすると、なかなか身内の方に任せておけないという事例も出てくるかと思う。それから、親族間で紛争性を抱えていて、親族の誰かを選任してしまうのはどうかという問題もある。

(裁判所委員)

付け加えると、後見監督人の選任は、ケースバイケースで行っているが、我が国の場合、なかなか第三者を家庭に入れたがらないという面もあるようである。また、後見人の不正の防止は、後見センターとしても重要課題の一つと認識していると伺っている。

(6) その他の質疑応答

(学識経験者等委員)

私は、人事訴訟事件を地方裁判所から家庭裁判所へ移す人事訴訟法の立法に関与したが、その際に、訴訟は地方裁判所に残しておいた方がよいのではないかと、家庭裁判所に持ってくると弊害が出るのではないかという意見があった。つまり、訴訟まで家庭裁判所が担当するようになると、前提としての調停が訴訟にすり抜けるためにいい加減に使われることになってしまうということである。しかし、家庭裁判所は、人事関係の事件について、調停も審判も訴訟も一括的に処理するのがよいという意見が大多数で、結局現在のようになった。私は、訴訟まで家庭裁判所が担当すると調停がどうなるのかが心配であったが、本委員会の前回の議事録を見ると、調停に関係する方々の発言に非常に熱意が感じられて、大変心強い思いをした。実際のところ

ろ、人事訴訟を家庭裁判所に移管する前と後とで調停の成立状況に影響はあったか。率や実際の感触についてお答えいただきたい。

(裁判所委員)

直ちに統計数値を示すことはできないが、家庭裁判所で人事訴訟と調停の両方を担当することによって、人事訴訟担当者から見た調停の在り方という問い掛けがされるようになった。これを踏まえて、現在、調停の充実に取り組んでいるところである。こうした取組みの結果、調停の成立率は徐々に上がっているように思われる。

(裁判所委員)

昨年から当庁でも調停充実のための委員会を立ち上げており、いろいろな課題を見つけて、更に小委員会で検討しているところである。人事訴訟を家庭裁判所で扱うようになって、今まで見えなかった調停の問題が浮き彫りになったという印象を受けている。そういう意味では、先ほど御指摘の懸念は確かにあったとしても、得るところも随分多いと思われる。

(学識経験者等委員)

私も家事調停委員を務めているが、調停の中身や調停委員の能力に格段の進歩があると感じている。家庭裁判所で人事訴訟を担当するようになってまだ間もないが、何が問題なのかということ突き詰めた調停がなされるようになったと思っている。つまり、調停段階で当事者双方が意見の違い、不満などを知った上で、どこが問題であるかを理解し、どうしても調停では納得できないという事案が不成立となって人事訴訟に移行しているという印象を受けている。

(弁護士委員)

現在、家庭裁判所で調停した事件について訴訟をする際は、人事関係の場合は家庭裁判所で行っているが、できればほかの案件もすべて家庭裁判所で扱っていただければ負担が軽減されると思う。

(弁護士委員)

家庭裁判所の調停は、内容の密度が高く、調停委員が調停における解決のメリットを当事者に話すなど、裁判官と調停委員が調停でできることは調停で解決し、調停が人事訴訟への単なる通過点にならないよう尽力されていると思う。

このように人事訴訟の家庭裁判所への移管がうまくいったので、遺産分割についての訴訟も家庭裁判所に移管していただけると、地方裁判所と家庭裁判所の往復というデメリットを解消できると思う。

(7) 次回テーマ

次回のテーマとして、「遺産分割事件」、「被害者の審判傍聴」、「広報」等が提案されたが、裁判所に一任された。

(8) 次回期日等について

今回は、平成21年3月3日(火)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催されることとされた。